

## 平成 29 年度業績評価指摘事項の令和元年度事業計画における関連部分

## I. 健康保険

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	■次期アクションプランにおいては、実施量（アウトプット）から成果（アウトカム）を上げる取組への進化を期待したい。	○令和2年度取組 ・ 令和2年度における次期アクションプランの検討時に、運営委員等の意見も聴きつつ、より効果的な取組を検討する。
(2) 平成30年度に向けた意見発信	■被用者保険の代表として地域医療への参画は欠かせないと考え、速やかに全ての都道府県において参画が可能となるよう取り組まれない。	○(2) 戦略的保険者機能関係⑦ i) ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。
(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	■自治体等と協定を締結した支部数の増加は、地域の実情に応じた施策のインフラの整備として効果的であると評価する。更なる対策の強化を期待したい。 インセンティブ制度は、医療費適正化の促進のために各支部の動機付けになるとともに、支部間の競争的行動による成果を期待することができる。	○令和元年度取組 ・ 効果的な医療費適正化施策等の実施のため、引き続き自治体等との協定締結を推進する。 ○(2) 戦略的保険者機能関係⑤ ・ 平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。
(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	■都道府県の格差が大きいことから、全体の目標達成に加え、地域差の是正に引き続き取り組	○(2) 戦略的保険者機能関係④ ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ご

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	まれない。	<p>との阻害要因を分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。</li> </ul>
(5) 地域医療への関与	<p>■被用者保険の代表として地域医療への参画は欠かせないと考え、速やかに全ての都道府県において参画が可能となるよう取り組まれない。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係⑦ i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保(会議体への参画数拡大)するため、都道府県等に参画を要請する。</li> </ul>
(6) 調査研究の推進等	<p>■今後とも、分析結果の解釈及び活用、評価ができる人材の育成を継続的に進めるとともに、その充実を図りたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係⑦ ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。</li> <li>・ 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。</li> </ul>
(7) 広報の推進	<p>■ホームページのアクセス件数等が増加していることを認めるが、被保険者数等の規模と比較した目標指標の値についての考察が必要と考える。また、加入者の医療保険制度等の認知に関する調査を行ったことは評価できるが、そ</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。</li> </ul>

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	こにみられた認知度は低い。引き続き、認知度を高める広報を推進されたい。	
(8) 的確な財政運営	■引き続き、経済情勢や医療費の動向について中長期的な視点も含めて慎重に分析の上、的確な財政運営に努められたい。	○(2) 基盤的保険者機能関係⑩ ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
2. 健康保険給付等 (1) サービス向上のための取組	■引き続き、満足度のあるサービスを継続されたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑥ ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
(2) 限度額適用認定証の利用促進	■今後とも、高額療養費の現物給付化の取組を一層進められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑦ ・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
(3) 窓口サービスの展開	■年金事務所窓口の廃止・縮小については、加入者の利便性の観点から影響が生じていないか、事後の検証も行いつつ、引き続き丁寧に進められたい。	○令和元年度の取組 ・ 年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。
(4) 被扶養者資格の再確認	■被扶養者状況リストの未提出が状態となっている事業所の有無とその事情の把握等の対策も必要である。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑧ ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	被扶養者の無資格受診の防止は、医療保険制度の根幹にかかわる課題であり、事業主の理解と協力を得るための取組を強化し、被扶養者資格の再確認の徹底に努められたい。	査による送達の徹底を行う。
(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	■引き続き、加入者に対する文書照会や適正な保険証の使用についての啓発活動を強化するとともに、これらの取組の実績を集約して、多部位・頻回とする基準のあり方についても検討を進められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係③ ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化	■不正請求の撲滅に向け、業種の同一性があるかどうかなど、過去の事例をもとにした傾向分析等も実施しつつ、引き続き審査の強化を図られたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係① ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。
(7) 海外療養費支給申請における重点審査	■不支給とした申請に係るデータを利用して申請傾向の分析等も進めつつ、引き続き、不正請求の防止に努められたい。	○令和元年度取組 ・ 申請データを利用して、海外の地域ごとや傷病名ごと等、申請内容や傾向の分析により効果的な不正対策を行う。また、パスポートなどの渡航期間が分かる書類の添付を求めることや、

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
		過去の給付記録との整合性の確認など審査を強化し不正請求の防止を図る。
(8) 効果的なレセプト点検の推進	■引き続き、点検ノウハウの蓄積や共有を進め、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係② ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。
(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化	■資格喪失後受診による債権発生件数がここ数年急増しており、更なる取組の強化が求められる。保険証の回収には事業主との連携が最も重要であることから、事業主の意識の向上と一層の協力が得られるよう、引き続き工夫を凝らした回収に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑤ ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
(10) 積極的な債権管理回収業務の推進	■引き続き、法的知識の習得と損害保険会社との折衝におけるスキルの向上を図り、債権回収率の向上に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑤ ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	■協会けんぽの加入事業所数に比して、現状の委嘱者数は過小である。 健康保険委員は協会けんぽと職場の被保険者をつなぐ重要な機能を果たすことが期待できることから、事業主への働きかけも含め、一	○令和元年度の取組 ・ 大・中規模事業所への健康保険委員の拡充を重点方針として、電話や文書による依頼のほか、事業所へ直接訪問等により委嘱を強力に推進する。

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	層の委嘱数増加に取り組まれない。	
3. 保健事業 (1) データに基づいた保健事業の推進	■健康課題を解決する事業設計(目標・評価指標の設定を含む)となるよう、引き続き支部への支援が重要である。	○(2) 戦略的保険者機能関係② ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進	■実績向上のためには、自治体、労働局、経済団体など都道府県の関係機関と連携したアプローチが重要であり、引き続き実施体制の強化に取り組まれない。	○(2) 戦略的保険者機能関係② i) ・ 特定健診受診率等が低迷している支部の底上げを図るための調査研究を行い、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。
(3) 特定保健指導の推進	■引き続き、健診当日に初回面談を実施する委託機関を拡大するとともに、ICTを活用し加入者がアクセスしやすい指導の仕組みを構築するなど、更なる実施率の向上に取り組まれない。	○(2) 戦略的保険者機能関係② ii) ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。
(4) 重症化予防対策の推進	■未治療者への受診勧奨を強化するためには、治療していない要因を分析し、例えば「仕事が忙しい」という理由で受診ができていない場合	○(2) 戦略的保険者機能関係② iii) ・ 未治療者に対する重症化予防について、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取組を強化する。また、かかり

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	は職場の環境整備が必要と考えられるため、事業主に対する働きかけを強化するなど、より効果的な方策について検討されたい。	つけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
(5) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組 (コラボヘルス)	<p>■コラボヘルスの取組を知っている事業主は、依然として少数であると感じるため、認知度の向上が必要である。引き続き健康宣言事業所数の増加と合わせて、制度の周知・啓発に取り組まされたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係② iv)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。</li> <li>・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート (事業所カルテ) などの見える化ツールの標準化を図る。</li> </ul>
(6) 各種業務の展開	<p>■パイロット事業や支部事例を全国に横展開することで医療費全体の抑制に繋がることは有意義であり、引き続き取組の強化が望まれる。</p> <p>また、歯・口腔のケアは健康の源となるため、これらの健診制度の普及にも力を注ぐことが肝要であり、今後の事業展開において検討されたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。</li> <li>・ 本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。</li> </ul> <p>○令和元年度取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県歯科医師会と連携し、問診や口腔衛生指導を実施する。</li> </ul>

## Ⅱ. 船員保険

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
1. 保険運営の企画・実施 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	<b>■</b> 次期データヘルス計画では、実施量(アウトプット)及び成果(アウトカム)の検証を行いつつ、より実効性の高い取組を期待したい。	○(2) 戦略的保険者機能関係① <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画について、PDCAサイクルを強化し、着実に実施する。</li> <li>・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。</li> </ul>
(2) 情報提供・広報の充実	<b>■</b> 引き続き、広報の充実に努められたい。 なお、メールマガジン会員数(590人)は前年度より増加しているが、被保険者数5万人に対し依然として少ないことから、一層の利用拡大を図られたい。	○(2) 戦略的保険者機能関係② <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。</li> <li>・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。</li> <li>・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。</li> <li>・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等</li> </ul>



評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
		<p>による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。</li> </ul>
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	<p>■引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。また、ジェネリック医薬品軽減額通知の送付と広報を連動させることも有用と考えられるので検討されたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続する。</li> </ul>
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保	<p>■引き続き、中期的収支の見通しも踏まえ、安定的な財政運営に努められたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・ 中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。</li> </ul>
<p>2. 船員保険給付等の円滑な実施</p> <p>(1) サービス向上のための取組</p>	<p>■一時的な要因にしてもお客様満足度が低下したことを軽視することなく、引き続き、満足度のあるサービスの充実に努められたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。</li> <li>・ 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年</li> </ul>

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
		間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。 ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。(情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内)
(2) 高額療養費制度の周知	■今後とも、限度額適用認定証の利用促進や支給申請勧奨の実施により、高額療養費の現物給付化の取組を一層進められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑦ ・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨	■今後も、被保険者の立場に立って給付事務手続きの円滑化に努められたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑧ ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。
(4) 保険給付等の業務の適正な実施	■柔道整復施術療養費についての問題点を健康保険と共有しながら、柔道整復施術のかかり方を加入者に周知し適正な保険証の使用を徹底するとともに、不適切な申請に対する審査の強化を図られたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係③ ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
(5) レセプト点検の効果的な推進	■レセプト点検員の欠員に対する対応の遅れが、内容点検実績の低下に影響したことは明らかであり、迅速な対応が必要であったものと考え	○(1) 基盤的保険者機能関係② ・ 資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施す

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	<p>えられる。</p> <p>レセプト点検体制（人員）の整備とともに、点検ノウハウの蓄積・共有を進め、査定効果額が伸びるよう点検技術の向上を図られたい。</p>	<p>る。</p>
(6) 被扶養者資格の再確認	<p>■引き続き、被扶養者状況リストの提出率100%を目指して、着実な取組を行われたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。</li> </ul>
(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収	<p>■引き続き、より一層の回収率の向上を図られたい。</p> <p>債権管理について、債権回収実績に加え、債権償却（不納欠損）又は調定取消等の原因を分析して償却（不納欠損）等に至らないように対処する取組も検討されたい。</p>	<p>○(1) 基盤的保険者機能関係⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。</li> <li>・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。</li> </ul>
<p>3. 保健事業の推進、強化</p> <p>(1) 保健事業の効果的な推進</p>	<p>■今後は、健康課題の解決（目標の達成）を測る評価指標の設定が重要である。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画について、PDCAサイクルを強化し、着実に実施する。</li> </ul>

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。</li> </ul>
(2) 特定健康診査の推進	<p>■目標を達成できていない状況を改善できるよう、引き続き、実施率の向上に努められたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係① i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を周知するとともに、健診実施機関を拡充する。</li> <li>・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として実施する。</li> <li>・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。</li> <li>・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。</li> </ul>
(3) 特定保健指導の推進	<p>■目標を達成できていない状況を改善できるよう、引き続き、実施率の向上に努められたい。</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係① ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日に初回面談を実施すること等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。</li> </ul>
(4) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進	<p>■船員養成校の学生は進路とする職場への関心度が高いと認められ、取組の実効性が期待で</p>	<p>○(2) 戦略的保険者機能関係① iv)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に</li> </ul>

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	きる。若年期からの健康への意識向上対策は重要であり、今後も健康講座の取組を継続的に推進されたい。	専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
4. 福祉事業の着実な実施	■利用者数増加に向けた広報活動を行い、一層の利用促進を図られたい。	○(1) 基盤的保険者機能関係⑩ ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

### Ⅲ. 組織運営及び業務改革

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
1. 組織や人事制度の適切な運営と改革	<p>■大規模な組織変更等に伴い職員のメンタルヘルスへの影響が懸念されるため、カウンセリングの機会確保など職員の労務管理に配慮されたい。</p> <p>また、情報セキュリティの確保が社会一般となり、そのレベルも年々要求度が増していることから、緊張感を持って対処されたい。</p>	<p>○令和元年度取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師や産業医を活用した相談体制を整えており、また、適宜、衛生委員会において議論するなど、産業医の助言により、必要な措置をとることとしている。</li> </ul> <p>○(3) 組織・運営体制関係⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。</li> <li>・ 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。</li> </ul>
2. 人材育成の推進	<p>■女性活躍の推進に向けて、人材育成の観点からも積極的な取組が必要であり、例えば女性管理職比率を指標として追跡するなど、継続的に取り組まれたい。</p> <p>また、非常勤職員が総人員の相当割合を占めて業務を担っていることから、常勤職員を対象とする研修と同様に、研修の充実を図っていく</p>	<p>○令和元年度取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍の推進に主眼を置いての管理職登用は実施していないが、性別や年齢に関係なく、人事評価結果等を踏まえた能力重視の管理職登用を実施している。なお、女性活躍推進法に基づき、年に1回、女性管理職の割合を公表している。</li> </ul> <p>○(3) 組織・運営体制関係③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで</li> </ul>

評価項目	指摘事項	令和元年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和元年度等の取組を記載)
	ことが必要である。	組織基盤の底上げを図る。
3. 業務改革・改善の推進	■事務処理誤りの防止には、職員の意識向上だけでなく、誤りの発生原因の究明とそれに基づく業務フローや事務手順の改善が重要であり、引き続き、事務処理誤りの削減を図られたい。	○基本方針（1） ・ 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性の向上を目指す。 ・ また、次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。
4. 経費の節減等の推進	■引き続き、経費節減に取り組まれたい。	○（3）組織・運営体制関係⑤ ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。